

(1) 里親経過記録票(里父氏名 ○○、里母氏名 ○○)

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
1	3頁及び4頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】の一部	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
2	7頁及び8頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】の一部	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
3	8頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
4	8頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
5	8頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
6	8頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
7	9頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
8	9頁及び10頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】の一部	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
9	10頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
10	10頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
11	10頁及び11頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】の一部	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
12	11頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
13	11頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
14	12頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
15	13頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】の一部	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
16	13頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】の一部	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
17	14頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】の一部	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
18	14頁及び15頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
19	15頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
20	15頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
21	15頁及び16頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
22	16頁及び17頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
23	17頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
24	18頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
25	18頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】の一部	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
26	19頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
27	19頁及び20頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
28	20頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
29	20頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
30	20頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
31	20頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
32	20頁及び21頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
33	21頁及び22頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
34	22頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
35	22頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
36	22頁及び23頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
37	23頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
38	23頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
39	23頁及び24頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
40	24頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
41	24頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
42	25頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
43	25頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
44	25頁及び26頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
45	26頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
46	26頁及び27頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】の一部	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
47	27頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】の一部	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
48	27頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示 開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示
49	27頁及び28頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】の一部	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
50	28頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】の一部	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
51	28頁及び29頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】の一部	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示 開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示
52	29頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示 開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示
53	29頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】の一部	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
54	29頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
55	29頁及び30頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示 開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示
56	30頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示 開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
57	30頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	<p>開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示</p>
58	30頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	<p>開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示</p>
59	30頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	<p>開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示</p>
60	31頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】の一部	<p>開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示</p>
61	31頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	<p>開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示</p>
62	31頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	<p>開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示</p>
63	32頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	<p>開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示</p>
64	32頁及び33頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】の一部	<p>開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示</p>

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
65	33頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	<p>開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示</p>
66	33頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	<p>開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示</p>
67	33頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	<p>開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示</p>
68	33頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	<p>開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示</p>
69	33頁及び34頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	<p>開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示</p>
70	34頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	<p>開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示</p>
71	34頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	<p>開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示</p>
72	34頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	<p>開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示</p>

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
73	34頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
74	34頁及び35頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示 開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示
75	35頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示 開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示
76	35頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示 開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示
77	35頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
78	35頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示 開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示
79	35頁及び36頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示 開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示
80	36頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
81	36頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
82	36頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示 開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示
83	36頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示 開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示
84	36頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示 開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示
85	36頁及び37頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】の一部	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
86	37頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
87	37頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
88	38頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
89	38頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
90	39頁 平成○年○月○日 ○時○分	【内容】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示

(2) 指導経過記録票(児童氏名 ○○)

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
1	11頁 平成○.○.○ ○○:○○	【面接調査人数】 【相談主訴】 【要旨】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
2	11頁 平成○.○.○ ○○:○○	【相談主訴】 【詳細】の一部	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
3	12頁 平成○.○.○ ○○:○○	【相談主訴】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
4	12頁及び13頁 平成○.○.○ ○○:○○	【相談主訴】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
		【詳細】の一部	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示 開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示
5	13頁 平成○.○.○ ○○:○○	【相談主訴】 【要旨】の一部	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
6	13頁及び14頁 平成○.○.○ ○○:○○	【相談主訴】 【要旨】の一部	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
		【詳細】の一部	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示 開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示
7	14頁及び15頁 平成○.○.○ ○○:○○	【相談主訴】 【詳細】の一部	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
8	15頁 平成○.○.○ ○○:○○	【面接調査人数】 【相談主訴】 【要旨】 【詳細】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
9	15頁 平成○.○.○ ○○:○○	【相談主訴】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
10	15頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【面接調査人数】 【相談主訴】 【要旨】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
11	15頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【相談主訴】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
12	15頁及び16頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【相談主訴】 【詳細】の一部	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
13	16頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【面接調査人数】 【相談主訴】 【要旨】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
14	16頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【面接調査人数】 【相談主訴】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
15	16頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【面接調査人数】 【相談主訴】 【要旨】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
16	17頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【面接調査人数】 【相談主訴】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
17	17頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【面接調査人数】 【相談主訴】 【要旨】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
18	17頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【面接調査人数】 【相談主訴】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
19	17頁及び18頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【相談主訴】 【要旨】の一部	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
20	18頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【相談主訴】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
21	18頁及び19頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【相談主訴】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
22	19頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【相談主訴】 【詳細】の一部	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
23	19頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【面接調査人数】 【相談主訴】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
		【要旨】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示 開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示
24	19頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【相談主訴】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
25	20頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【面接調査人数】 【相談主訴】 【要旨】 【詳細】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
26	20頁及び21頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【相談主訴】 【詳細】の一部	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
27	21頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【面接調査人数】 【相談主訴】 【要旨】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
28	21頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【面接調査人数】 【相談主訴】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
		【詳細】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示 開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示
29	21頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【面接調査人数】 【相談主訴】 【要旨】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
30	22頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【面接調査人数】 【相談主訴】 【要旨】 【詳細】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
31	22頁及び23頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【面接調査人数】 【相談主訴】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
		【詳細】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示 開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示
32	23頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【相談主訴】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
33	23頁及び24頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【面接調査人数】 【相談主訴】 【詳細】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
34	24頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【相談主訴】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
35	24頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【相談主訴】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
36	24頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【相談主訴】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
37	24頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【面接調査人数】 【相談主訴】 【要旨】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
38	26頁及び27頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【面接調査人数】 【相談主訴】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
		【詳細】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示 開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
39	27頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【面接調査人数】 【相談主訴】 【要旨】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
		【詳細】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示 開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示
40	27頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【面接調査人数】 【相談主訴】 【要旨】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
41	27頁及び28頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【相談主訴】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
42	30頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【面接調査人数】 【相談主訴】 【要旨】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
43	30頁 平成〇.〇.〇 〇〇:〇〇	【面接調査人数】 【相談主訴】 【要旨】	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示

(3)一時保護等入退所緊急援助方針会議提案兼会議録

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
1	開催月日 平成〇年〇月〇日	主訴・入退所理由の一部	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示 開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示
		協議・決定内容の一部	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示
2	開催月日 平成〇年〇月〇日	主訴・入退所理由の一部	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示 開示請求者以外の個人に関する情報であるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示
		協議・決定内容	開示することにより相談・援助の方針が明らかになり又は、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示